

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領  
(阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、総務課企画財政係が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本町の要求にあった事業者1社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、準備5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、先行評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(小数第2位を四捨五入)を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

#### 4 評価項目と配点

| 評価項目        |  | 配点   |
|-------------|--|------|
| 実績・体制       | 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体等において、公共交通計画等の策定業務実績を有しているか。        | 30点  |
|             | 人員の配置状況から、本協議会との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。 |      |
| 提案内容        | 仕様書記載の業務内容について全て提案され、本業務に係る法令や趣旨を理解した適切な提案となっているか。                     | 15点  |
|             | 町の地域特性や課題を的確に把握した提案がなされているか。   | 30点  |
|             | 実現性の高い計画とするための具体的な方策が示されているか。  |      |
|             | 見積金額は提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。                             | 10点  |
| プレゼンテーション   | 業務に取り組む意欲、積極性が感じられるか。  | 15点  |
|             | 発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。                                   |      |
|             | コミュニケーション能力が高く、分かりやすく、明確に素早い対応ができるか。                                   |      |
| 総合評価（得点の合計） |  | 100点 |

#### 5 評価項目の採点基準

採点は、次に示す4段階評価による得点の付与を上記3に示す項目ごとに行い、合計得点を算定する。

| 評価 | 判断基準           | 得点化方法       |
|----|----------------|-------------|
| A  | 特に優れている        | 各項目の配点×1.00 |
| B  | 優れている          | 各項目の配点×0.75 |
| C  | 要求水準を満たす程度である  | 各項目の配点×0.50 |
| D  | 要求水準を満たすが難点がある | 各項目の配点×0.00 |